

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和四年十一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年八月十九日奈良県指令建第一一〇―二三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年十一月二十一日建第一〇〇四八号  
公共施設に関する工事の検査済証 令和四年十一月二十一日建第五七八二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市笛堂一七七番一、一七八番一、一七八番二、一七八番三、一七八番四、六  
二七番六及び六二七番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法蓮町二六二番地の一  
池田英児

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市笛堂一七七番一、一七八番四及び六二七番八